

鹿島港における大規模地震等 発生時の震後行動計画

概要版

平成 29 年 3 月

港湾BCPによる協働体制構築に関する
鹿島港連絡協議会

はじめに

○BCP

港湾 BCP とは、大地震等の自然災害が発生しても、港湾機能が最低限維持できるよう、自然災害の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行う事前対策、教育・訓練及びその見直し・改善等の活動（マネジメント計画）を示したものである。

BCP : Business continuity planning（事業継続計画）

○協議会

港湾 BCP は、港湾管理者及び関係者から構成される協議会が、関係者の合意に基づき策定するものであり、策定後は、同協議会が見直し・改善等に取り組むほか、自然災害等の発生時には、各々の役割に応じた対応の指針となるものである。

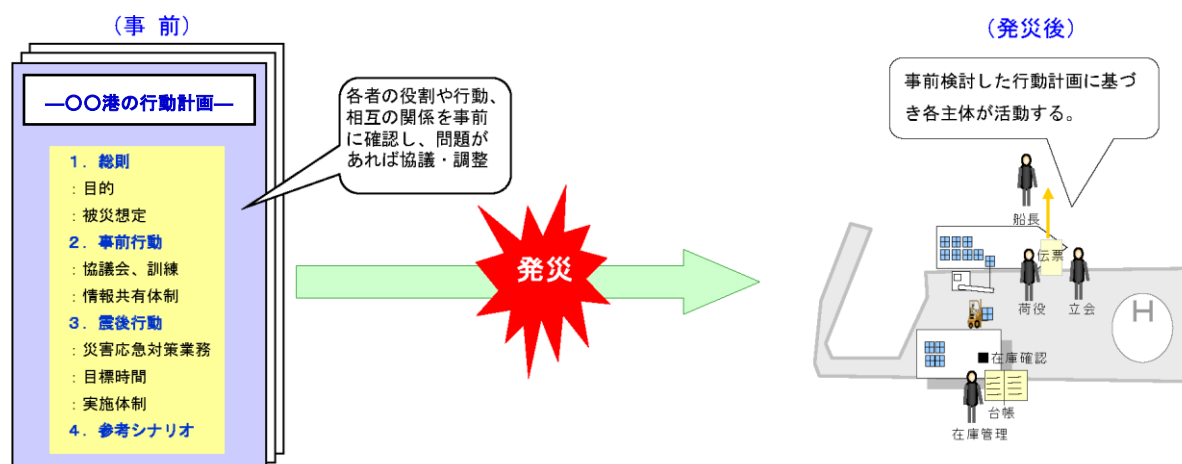
「港湾 BCP による協働体制構築に関する鹿島港連絡協議会」は、そうした役割を担うべく設置された協議会である。

○協議会の目的

参考

・大規模地震発生時に円滑な緊急物資輸送の受け入れや、物流機能低下の減少、早期の機能回復を行うことができるように災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に確認し、問題があれば協議・調整し解決しておくことにある。

- ・協議会は、災害発生後に参集し、対応を協議する場ではない。また、協議会という新たな組織により、災害発生時における指揮命令系統を構築するものではない。但し、災害発生時の情報共有のありかたについては協議会で協議しておくべきと考える。
- ・公的機関であれば、現地对策本部が頂点に立ち、首都直下地震対策大綱や首都直下地震応急対策活動要領に定められた活動を、それぞれ各組織の防災業務計画に基づく指揮命令系統で実施するものであり、協議会はこのうち港湾施設・港湾物流に関連する部分の円滑な実施に資するものである。
- ・民間企業であれば、災害協定に基づく要請への対応力向上や物流機能低下の減少に繋げるには、個々の企業また企業の集まりである協会等の事業継続力を高めてもらうことが必要であり、協議会は個々の事業継続力向上や災害協定の円滑な実施に資するものである。



1. 震後行動計画策定の目的

本計画は、大規模地震発生時に円滑な緊急物資の受け入れや、港湾機能の早期回復を図ることができるよう、平時において災害発生時における役割分担や行動、相互の関係を事前に確認し、問題点があれば協議・調整して解決しておくことを目的とし、以下の2点について取りまとめるものとする。

- ①緊急物資輸送活動
- ②航路啓開活動

港湾活動は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられており、ひとたび大規模な地震が発生すれば、行政機関、民間事業者等さまざまなネットワークが途切れることにより港湾機能が麻痺する可能性が高い。

鹿島港連絡協議会では、大規模地震発生時、早期に港湾機能の回復を行い、海上から円滑に緊急物資を受け入れることができるよう、また、海上輸送基地に接続する航路が速やかに啓開できるように災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を継続して協議していくものとする。

本震後行動計画は、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために、情報共有しておくべきことを、震後行動計画としてまとめたものである。

2. 緊急物資輸送活動

茨城県に大きな被害をもたらす大規模地震が発生した場合、緊急輸送ネットワークに接続する鹿島港の海上輸送基地（図1）は、食料、生活必需品、仮設トイレ、仮設住宅等の救援物資及び重機等の復旧資機材を被災地へ運ぶ輸送拠点となるため、優先的に港湾機能の復旧を図る必要がある。

3. 航路啓開活動

鹿島港には、鉄鋼、石油化学、飼料、木材のコンビナート群が形成され地域或いは首都圏の産業経済を支える立地企業の重要な専用岸壁が多く存在するため、公共岸壁と共に物流の業務継続を目指す必要があり、これらの岸壁利用のためには接続する航路の啓開活動が急務となる。

■緊急物資輸送に関する基本行動計画（鹿島港）

①海上輸送基地（耐震強化岸壁）に係る緊急物資輸送での重要業務と時間目標（休日・夜間発災の場合） ※津波を伴う場合は警報等解除後の行動とする

目標時間 (目安)	局面	行政機関					関係団体						
		茨城県 土木部港湾課 (鹿島港湾事務所)	関東地方整備局 鹿島港務所	関東地方整備局 常陸河川国道事務所	鹿島運輸支局 鹿島海務所(茨城運輸支局)	第三管区海上保安本部 海上保安署	鹿島港運協会	茨城県倉庫協会	(社)トラック協会	鹿島埠頭(株)	(社)茨城県建設業協会	茨城県建設協会	(社)日本理 立茨港協 会
発災～3時間 [警報等解除後 ～3時間]	参集・体制設置	初動体制の確立 ■災害対策本部(鹿島港湾事務所)の設置・運用 ■職員の動員、体制決定・指示 ■災害対策本部業務	初動体制の確立 ■関係機関との連絡 ■情報収集 ■地震情報等の把握	初動体制の確立 ■管内の管轄内 ■点検 ■管理施設 ■被災状況の把握	初動体制の確立 ■地震情報等の把握 ■連絡手段の確保 ■関係事業者の情報提供 ■関係機関へ情報提供	物資輸送準備 ■初動体制の確立 ■漂流物、油等の確認 ■物資の輸出入可否の検討	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認	初動体制の確立 ■被災状況の確認 ■物資の輸出入可否の検討	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認	初動体制の確立 ■情報収集 ■被災状況の確認
		3～12時間 [警報等解除後 3～12時間]	点検 ■海上輸送基地の緊急復旧調整 ■復旧支援要請	点検 ■海上輸送基地の緊急復旧調整 ■復旧支援要請	応急復旧 ■重要区間の応急処理、障害物の除去	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供	緊急物資輸送活動 ■緊急輸送の支援 ■情報提供 ■関係機関へ情報提供
12～24時間 [警報等解除後 12～24時間]	準備	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務	緊急物資輸送準備 ■災害対策本部業務
		24～48時間 [警報等解除後 24～48時間]	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整	緊急物資輸送活動 ■海上輸送基地背後地及び接続する臨港道路の緊急復旧 ■復旧調整
48～72時間 [警報等解除後 48～72時間]	緊急物資輸送活動	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧
		72時間～ [警報等解除後 72時間～]	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧	緊急復旧 ■被害が軽微な岸壁の応急復旧

津波を伴う場合、浸水区域からは避難し、浸水区域への移動は行わない

- ・上記■は、津波警報等の解除後に実施
- ・警報等の解除まで発災から24時間程度を要すると想定

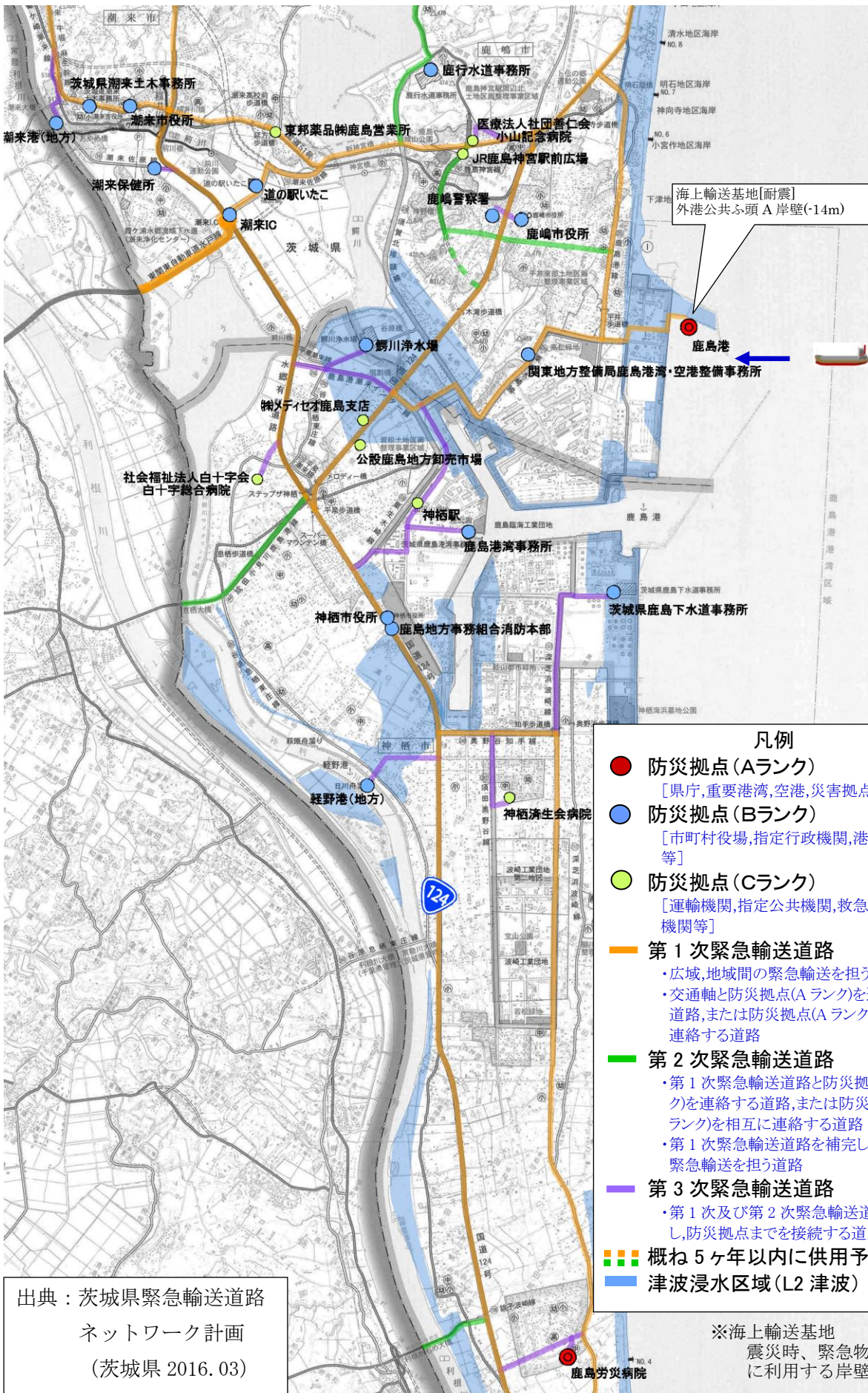
・〔 〕内がその場合の所用時間

■航路啓開に関する基本行動計画（鹿島港）・・・緊急物資輸送用の航路啓開は3日以内、港内全域の航路啓開は10日程度
 ①航路啓開での重要業務と時間目標（休日・夜間発災の場合） ※津波を伴う場合は警報等解除後の行動とする

目標時間 (目安)	局面	行政機関				関係団体			
		茨城県土木部港湾課 (鹿島港湾事務所)	関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備 事務所	第三管区海上保安 本部茨城海上保安 部 鹿島海上保安署	鹿島埠頭(株)	(株)東洋信号通信 社	鹿島水先区水先 人会	茨城県港湾空港建 設協会	(社)日本埋立浚渫 協会関東支部
発災～3時間 [警報等解除後 ～3時間]	参集・体制設置	初動体制の確立 ■情報収集体制の確立 ■確保 ■関係機関との連絡体制の確立 ■津波襲来のおそれがある際は、確保関係者の安全確保	初動体制の確立 ■参集 ■関係機関との連絡体制確保 ■情報収集 ■地震情報等の把握	初動体制の確立 ■参集 ■管轄内の点検 ■管理施設の被災状況把握	初動体制の確立 ■参集	初動体制の確立 ■参集 ■航路啓開準備 ■要員/資機材等の調達、出動	初動体制の確立 ■参集 ■航路啓開準備 ■要員/資機材等の調達、出動	初動体制の確立 ■参集 ■航路啓開準備 ■要員/資機材等の調達、出動	
3～12時間 [警報等解除後 3～12時間]	応急復旧	情報収集 ■航路・泊地等の状況把握 ■復旧調整 ■復旧支援要請 航路啓開準備 ■応急復旧活動への応援協力要請	点検 ■航路等の緊急点検 ■航路啓開準備 ■港湾管理者の復旧支援 ■日本埋立浚渫協会の関係者への協力要請 ■緊急点検結果の情報提供(参考情報)	情報提供 ■航行警報等による情報提供 ■港内船舶の情報伝達	情報収集・提供 ■被災状況及び情報収集 ■被災状況の把握	航路啓開準備 ■在港船舶の安全確保 ■海面の障害物の収集、一時保留	航路啓開準備 ■在港船舶の安全確保 ■被災状況の把握	航路啓開準備 ■在港船舶の安全確保 ■被災状況の把握	
12～24時間 [警報等解除後 12～24時間]	航路啓開準備	点検 ■航路・泊地の緊急点検の実施	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域) ■民間バース前面泊地の水深に関する情報提供(参考情報)	情報提供 ■港内関係者への情報提供	航路啓開活動 ■航路啓開及び航路再開の場での助言	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	
2～3日 [警報等解除後 2～3日]	航路啓開活動	点検 ■航路・泊地の緊急点検の実施	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域) ■民間バース前面泊地の水深に関する情報提供(参考情報)	情報提供 ■港内関係者への情報提供	航路啓開活動 ■航路啓開及び航路再開の場での助言	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(緊急物資輸送用) 航路啓開活動 ■航路・泊地の啓開(港内全域)	
4日～10日 [警報等解除後 4～10日]									

津波を伴う場合、浸水区域からは避難し、浸水区域への移動は行わない

- ・上記■は、津波警報等の解除後に実施
- ・警報等の解除まで発災から24時間程度を要すると想定
- ・〔 〕内がその場合の所用時間



出典：茨城県緊急輸送道路
ネットワーク計画
(茨城県 2016.03)

- 凡例**
- 防炎拠点(Aランク)
[県庁,重要港湾,空港,災害拠点病院等]
 - 防炎拠点(Bランク)
[市町村役場,指定行政機関,港湾,自衛隊等]
 - 防炎拠点(Cランク)
[運輸機関,指定公共機関,救急告示医療機関等]
 - 第1次緊急輸送道路
・広域,地域間の緊急輸送を担う交通軸
・交通軸と防炎拠点(Aランク)を連絡する道路,または防炎拠点(Aランク)を相互に連絡する道路
 - 第2次緊急輸送道路
・第1次緊急輸送道路と防炎拠点(Bランク)を連絡する道路,または防炎拠点(A,Bランク)を相互に連絡する道路
・第1次緊急輸送道路を補完し,地域内の緊急輸送を担う道路
 - 第3次緊急輸送道路
・第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し,防炎拠点までを接続する道路
 - 概ね5年以内に供用予定
 - 津波浸水区域(L2津波)

※海上輸送基地
震災時、緊急物資輸送
に利用する岸壁

図1 鹿島港地域における緊急物資の受入地点

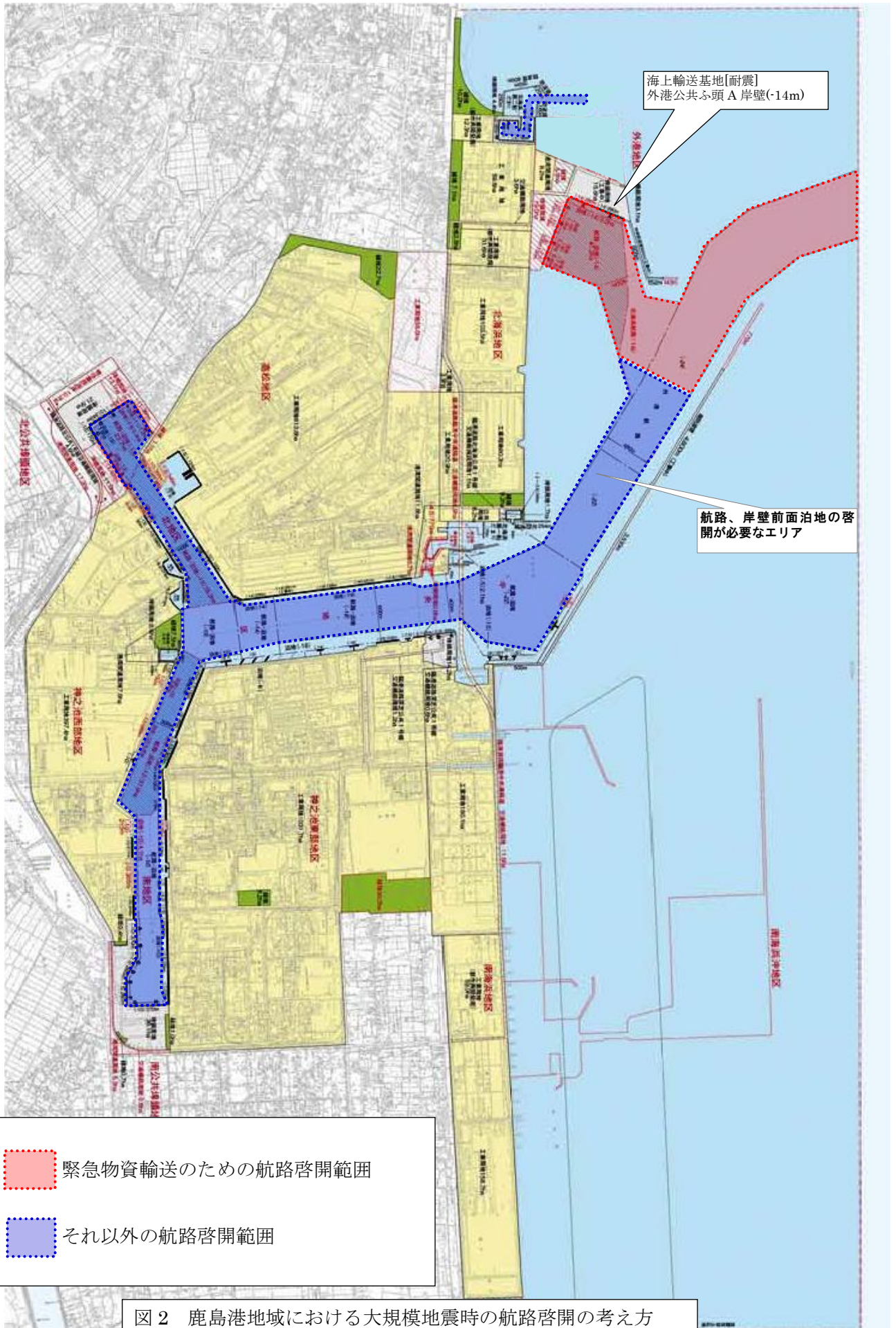


図2 鹿島港地域における大規模地震時の航路啓開の考え方

4. 情報共有体制

災害時には、下記サイトにて、情報を集約・発表する。なお、被災でインターネットが閲覧できない場合に備え、国土交通省鹿島港湾・空港整備事務所及び茨城県土木部港湾課、鹿島港湾事務所にてホームページの内容を掲示する。

①被災情報が集約・発表されるホームページ（* 平時からブックマークの上、確認をお願いします）

：港湾等インフラ全般に関する災害情報

：道路の被災情報

<http://www.mlit.go.jp/>

<http://www.jartic.or.jp/>

②鹿島港の被災情報が閲覧可能な場所



港湾BCPによる協働体制構築に関する鹿島港連絡協議会
事務局

国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所

TEL : 0299-84-5441 / FAX : 0299-84-0057

茨城県土木部港湾課

TEL : 029-301-4526 / FAX : 029-301-4538